

令和2年11月24日 開会

令和2年第7回

農業委員会議録

つるぎ町農業委員会

つるぎ町農業委員会会議録（令和2年 第7回）	
招集場所	徳島県美馬郡つるぎ町貞光字東浦1番地3 つるぎ町役場 本庁舎2階委員会室
開会日時	令和2年11月24日（火） 午後 1時33分
閉会日時	令和2年11月24日（火） 午後 2時05分

議事録署名委員 4番 浅川 虎夫 12番 松岡 和夫

職務のため会議に出席した者職氏名	つるぎ町産業経済課課長補佐 松浦 陽子

付議事件 別紙のとおり

付 議 案 件

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画による利用権設定について
- 日程第3 その他

会議の経過

事務局

それでは、定刻がまいりましたので、ただいまから令和2年第7回農業委員会を始めさせていただきます。

なお、本日の会議は、4名の委員さんが欠席されておりますが、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定によりまして、成立していることをご報告申し上げます。

それでは、会長より挨拶と議事の進行をよろしくお願ひ致します。

議長

一言、ご挨拶を申し上げます。

日ごとに冬の訪れを感じる今日この頃ですが、委員の皆様におかれましては、お元気なお姿を拝見いたしまして安心しているところでございます。

今年も残すところあと一月となりました。今後ますます寒さのほうも厳しくなると思いますが、体調管理には十分に気をつけていただきまして、元気に新年を迎えられ来年が皆様方にとりまして、最良の年となります事を御祈念申し上げますと共に、来年も委員会活動におきましてご理解ご協力をよろしくお願ひします。

なお、本日の案件はお手元の議案書のとおり、「日程第3」までございます。

慎重審議を賜りまして、全案件のご承認をいただけますとともに、本会がスムーズに進行できますよう、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、早速ですが議事に入らせていただきます。

なお、着座での進行とさせていただきます。

議 長

「日程第1 会議録署名委員の指名について」お諮りを致します。会議規則第18条によりまして、私より指名してよろしいでしょうか。

各 委 員 異議（意見）なし。

議 長

異議なしと認めます、それでは指名させて頂きます。
「4番 浅川委員」さん、「12番 松岡委員」さんをご指名いたしますのでよろしくお願ひ致します。

(農地法第3条)

議 長

続きまして「日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」お諮りを致します。

それでは、事務局の説明を求めます。

事 務 局

着座でご説明させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。

「農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。

今回の申請は、3件でございます。

1番の申請は、会議資料の1～15ページまででございます。

譲渡人が「大阪府城東区古市1丁目5番1－310号の●●●●」さん、譲受人が「つるぎ町一字字久戸662番地の●●●」さんで、申請地は、「一字字伊良原7592番1・地目は畠・面積532m²」の土地1筆を贈与による所有権移転でございます。

続きまして2番の申請は、会議資料の16～33ページまででございます。譲渡人が「鳴門市大津町大幸字野神4番地の●●●●●さん、譲受人が「つるぎ町一字字赤松387番地2の●●●●」さんで、申請地は、「一字字赤松409番・地目は畠・面積70m²、同じく赤松410番・地目は畠・面積2, 409m²、同じく赤松459番4・地目は畠・面積233m²」の土地3筆を贈与による所有権移転でございます。

続きまして3番の申請は、会議資料の34～76ページまででございます。譲渡人が「美馬市脇町大字猪尻字若宮南93番地2の被相続人 亡 ●●●● 相続財産管理人 司法書士 ●●●●」さん、譲受人が「つるぎ町貞光字長木影137番地の●●●●」さんで、申請地は、「貞光字白村191番・地目は畠・面積369m²、同じく白村262番・地目は田・面積394m²、同じく白村294番・地目は畠・面積477m²、同じく白村297番1・地目は畠・面積801m²、同じく白村300番1・地目は畠・面積123m²、同じく白村304番・地目は畠・面積749m²、同じく白村310番・地目は畠・面積433m²、同じく白村311番・地目は畠・面積66m²、同じく白村354番2・地目は畠・面積115m²、同じく白村582番・地目は畠・面積1, 402m²」の土地10筆を贈与による所有権移転でございます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりました。

1番の申請について、松岡委員さんの担当地区となっておりますので、報告をお願いいたします。

松岡委員

議案書1ページの1番の申請について、11月16日事務局と現地調査を行いました。

地番、地目、面積等につきましては、事務局の説明どおりでございます。

申請地は、会議資料の6ページの位置図にありますように、一宇伊良原にあります現在休校中の応能小学校の真下に位置する土地でございます。

譲渡人も県外で在住であり、帰省する機会も少ないため、今後の農地の管理も出来かねないため、今回の申請地の隣の農地を所有し耕作している譲受人に贈与の申し出をしたところ、双方の間で話が整い、申請があがってきました。

譲受人においては、農作業歴30年以上と10年以上のご夫婦で、権利取得後は、申請地に既存の柿、梅、ゆず、びわ等を手入れし、季節野菜を作付けして全体を利用する計画となっております。

被害が起こらないように万全を期すとともに、もし被害が生じた場合は、当事者間において円満解決を図る旨、附記されております。

農地利用でございますので許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員のご審議をお願い致します。

以上で報告を終わります。

議 長

ただ今、松岡委員さんからの報告がありました。

ご質疑、ご意見ございませんか、お諮りを致します。

各 委 員 異議（意見）なし。

議 長

ご異議がないようですので、議案第1号の1番については、承認することに決定致します。

続きまして、2番の申請について、小倉委員さんの担当地区となっておりますが、所用により本日の会議を欠席されておりますので、替わって私が報告させていただきます。

議 長

議案書1ページの2番の申請について、11月16日事務局と現地調査を行いました。

地番、地目、面積等につきましては、事務局の説明どおりでございます。

申請地は、会議資料の20ページの位置図にありますとおり、役場一宇支所から赤松方面へ車で5分ほどのところに位置する農地でございます。

譲渡人は、今回の申請地を相続により所有権を取得したところですが、農業経験もなく今後この農地の管理が行き届かないということで、申請地地区に在住の親戚にあたる譲受人に贈与の申し出をしたところ、双方の間で話が整い、申請があがつてきました。

譲受人においては、公務員の傍ら40年の農作業歴を持ち、自作地で農作業に従事しております。権利取得後は、409番、410番の休耕地に既存のいちょう、栗、くぬぎの

木を手入れし、459番4の休耕地に既存の梅、柿、たら、しきびを手入れし、茶・季節野菜等を作付けして全体を利用する計画となっております。

地域集落の取り決めに従い、支障のないよう耕作を行う旨、附記されております。

農地利用でございますので許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員のご審議をお願い致します。

以上で報告を終わります。

議 長

私の代理の報告が終わりました。

ご質疑、ご意見ございませんか、お諮りを致します。

各 委 員 異議（意見）なし。

議 長

ご異議がないようですので、議案第1号の2番については、承認することに決定致します。

続きまして、3番の申請について、柴田委員さんの担当地区となっておりでございますので、報告をお願いいたします。

柴田委員

議案書1ページの3番の申請について、11月13日事務局と現地調査を行いました。

地番、地目、面積等につきましては、事務局の説明どおりでございます。

申請地は、会議資料の38ページの位置図にありますとおり貞光白村地区中心に位置する農地でございます。

今回の申請地は、譲渡人として司法書士事務所代表が相続財産管理人となっている農地10筆でございます。

ここ数年は、譲渡人の労力不足等により、剪定もままならず休耕地状態であり、進入路が厳しい農地も数筆ございます。譲渡人においては、農業経験もなく、今後もこの農地の管理が行き届かないということで、このたび農林業を営む地元在住の譲受人に贈与の申し出をしたところ、双方の間で話が整い、申請があがってきました。

譲受人においては、30年以上の農作業歴を持ち、主に林業を商いとされており、権利取得後は、重機を借り入れ開墾し草刈りを行って現状回復をし、それぞれの申請地に既存の柿、栗、しきび、もちの木等を手入れし、ゆずやその他果樹・蔬菜類を作付けして全体を利用する計画となっております。

地域集落の取り決めに従い、支障のないよう耕作を行う旨、附記されております。
農地利用でございますので許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員のご審議をお願い致します。

以上で報告を終わります。

議 長

ただ今、柴田委員さんからの報告がありました。

ご質疑、ご意見ございませんか、お諮りを致します。

各 委 員 異議（意見）なし。

議 長

ご異議がないようですので、議案第1号の3番については、承認することに決定致します。

したがいまして、「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、すべて承認することに決定致します。

(農地法第5条)

議 長

続きまして「日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」お諮りを致します。

それでは、事務局の説明を求めます。

事 務 局

それでは、議案書の2ページをお開き下さい。

「農地法第5条の規定による許可申請について」でございます。

今回の申請は、2件でございます。

1番の申請は、会議資料の77~86ページまででございます。

譲渡人が「大阪府豊中市北緑丘二丁目1番10-201号の●●●●さん、譲受人が「つるぎ町半田字逢坂40番地16の●●●●」さんで、申請地は、「半田字逢坂81番1・地目は畠・面積90m²」の土地でございます。

駐車場としての使用に伴う、贈与による所有権移転でございます。

この土地については、農用地区域外の農地で、住宅地に隣接した土地であり、小集団の

生産力の低い第2種農地で、許可要件は満たしていると判断されます。

2番の申請は、会議資料の87～11ページまででございます。

譲渡人が「つるぎ町貞光字太田西349番地の●●●●●さん、譲受人が「徳島市名東町三丁目425番地5の有限会社 ●●電設 代表取締役 ●●●●」さんで、申請地は、「貞光字太田西137番6・地目は田・面積1, 297m²」の土地でございます。

太陽光発電施設設置としての使用に伴う、売買による所有権移転でございます。

農用地区域外の農地であり、上下水道管が2種以上埋設された沿道であって、おおむね500m以内に2以上の公共施設がある市街化の傾向が著しい区域内の第3種農地で、許可要件は満たしていると判断されます。

以上で説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりました。

1番の申請について、坂本委員さんの担当地区となっておりますので、報告をお願いいたします。

坂本委員

議案書2ページの1番の申請について、11月16日事務局と現地調査を行いました。

地番、地目、面積等につきましては、事務局の説明どおりでございます。

申請地は、会議資料の80ページの位置図にありますように、半田逢坂にあります建神社を80mほど南に進み左折した住宅と住宅の間に位置する休耕地であります、農地区分は、第2種と判断しました。

駐車場用地として申請するものでございます。

資金については、自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

今まで譲受人の実家敷地内には駐車スペースがないため、不便をきたしていましたが、このたび譲受人の亡くなった父の従兄弟である譲渡人から今回の申請地を無償贈与されることとなりました。

会議資料8 2ページの事業計画書にありますように、許可後は、既存の井戸部分を除いた土地全体をすき取り後、碎石舗装して実家の進入路と平坦に整地し、取水は必要なく、排水は地下浸透及び東側の溝から公道水路へ流し、露天駐車場2台分として利用したいとのことであります。

転用による付近への悪影響はないと思いますが、万一その恐れがあるときは、責任をもって被害防除措置を講じる旨も附記されておりますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員のご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長

坂本委員さんからの報告がありました。

ご質疑、ご意見ございませんか、お諮りを致します。

各委員 異議（意見）なし。

議長

ご異議がないようですので、議案第2号の1番については、承認することに決定致しま

す。

続きまして、2番の申請については、小栗委員さんの担当地区となっておりますので、報告をお願いいたします。

小栗委員

議案書2ページの2番の申請について、11月13日事務局と現地調査を行いました。

地番、地目、面積等につきましては、事務局の説明どおりでございます。

申請地は、会議資料の90ページの位置図にありますように、貞光太田西の森長商店から80m程西手前左側の奥に位置する休耕田であります。

農地区分は、第3種と判断しました。

譲受人は、土地の有効利用の手段として、平坦地で日当たりがよく、十分な発電量を見込める事から、太陽光発電施設を設置するため申請するもので、270Wのパネル352枚を設置する計画です。資金については、自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

92ページの事業計画書に記載のありますとおり、造成については整地を行い、防草シートを張ります。設置についても、申請地に太陽光モジュールを南側向きに、傾斜10～20℃での設置することで足りる為、近隣の土地や農作物への影響は特になく思われます。取水・排水計画については、取水は必要なく、雨水は現状通りの西側水路に排水及び地下浸透とします。

万が一の状況が生じた場合には、被害防除には最善の策を尽くすことあります。許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員のご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長

ただ今、小栗委員さんからの報告がありました。

ご質疑、ご意見ございませんか、お諮りを致します。

各 委 員 異議（意見）なし。

議 長

ご異議がないようですので、議案第2号の2番については、承認することに決定致します。

したがいまして、「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、すべて承認することに決定致します。

(利用権設定)

議 長

続きまして「日程第2 議案第3号 農用地利用集積計画による利用権設定について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事 務 局

それでは、議案書の3ページをお開きください。

会議資料は114～125ページまでを順次お開き下さい。

「農用地利用集積計画による利用権設定について」でございます。

今回は、再設定が2件12筆、新規設定が3件5筆でございます。

1件目は、「貞光太田第2の●●●●●子さん」から「同じく貞光太田第2の●●●●さん」に、貞光字太田西121番2の畠・1, 334m²の1筆で賃借権3年の再設定で、耕作作目は野菜です。

2件目は、「半田上喜来の●●●●さん」から「半田田井西の●●●●さん」に、半田字上喜来174番の畠・424m²、同じく上喜来193番の畠・面積428m²、同じく上喜来80番1の畠・面積60m²、同じく上喜来82番の畠・面積829m²、同じく上喜来83番の畠・面積1, 180m²、同じく上喜来102番5の畠・面積1, 531m²、同じく上喜来112番1の畠・面積1, 235m²、同じく上喜来124番の畠・面積1, 835m²、同じく上喜来102番1の畠・面積2, 475m²、同じく上喜来100番6の畠・面積10m²、同じく上喜来100番4の畠・面積382m²の合計11筆で使用賃借権10年の再設定で、耕作作目は野菜です。

3件目は、「貞光家賀道上の●●●●さん」から、「半田中藪の●●●●さん」に貞光字家賀道上455番の畠・320m²、同じく家賀道上470番の畠・1, 635m²の2筆で使用賃借権1年の新規設定です。耕作作目は梅とお茶です。

4件目は、「貞光寺町の●●●●さん」から「貞光西新町の●●●●さん」に、貞光字馬出87番2の畠・458m²と同じく馬出87番4の畠・面積367m²の2筆で賃借権3年の新規設定です。耕作作目は野菜です。

5件目は、「貞光野口の●●●●さん」から、同じく「貞光野口の●●●●さん」に貞光字大須賀12番1の畠・1, 390m²の1筆で賃借権5年の新規設定です。耕作作目は野菜です。

以上、再設定2件、新規設定3件の5件、合計17筆の15, 893m²でございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議 長

それでは、只今の「農用地利用集積計画による利用権設定について」ご質疑・ご意見はございませんか、お諮り致します。

各 委 員 異議（意見）なし。

議 長

ご異議がないようでございますので、日程第2・議案第3号「農用地利用集積計画による利用権設定について」は、承認することに決定致します。

次に、「日程第3 その他」についてを議題と致します。

事務局より事務連絡があります。

事 務 局

それでは、お手元にお渡ししております、農業委員会組織による「令和2年7月豪雨災害義援金」の募集についての文書をご覧ください。

10月14日に振込させていただきました報酬の控除額からお一人1口：1,000円を引き出しあせていただき、送金させていただきました。

事後報告となりましたが、ご了承くださいますようよろしくお願いします。続きまして、次回開催の「第8回つるぎ町農業委員会」の日程についてですが、9月の農業委員会にて協議しました月末最終週の火曜日ということで、令和2年1月26日（火）13時30

分から、同室での開催とすることによろしいでしょうか。

各 委 員 異議（意見）なし。

議 長

事務局より説明が終わりました。

何かご意見等ございませんか。

各 委 員 意見なし。

議 長

ご意見等もないようですので、これで本日の議題はすべて終了致しました。

長時間、慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和2年第7回つるぎ町農業委員会を閉じることに致します。

終了 午後 2時05分

令和 2年11月24日

つるぎ町農業委員会 会長 桑平 稔

上記会議録は、真正であることを認め署名する。

議事録署名者 4番委員

議事録署名者 12番委員